

The Society for Public Education Planning

公教育計画学会

NEWS LETTER

第 8 号

2015 年 8 月 1 日

特集 第 7 回大会

御礼	相 庭 和 彦	2
講演「地域社会の将来展望と学校統廃合」を聞いて	堀 智 晴	3
シンポジウム参加記	中 西 綾 子	3
自由研究発表		
第 1 分科会	田 口 康 明	4
第 2 分科会	二 見 妙 子	6
第 3 分科会	小 川 崇	7
公教育計画学会第 7 回大会声明		9

新旧会長あいさつ

継続した志をもって	中 村 文 夫	10
「山椒は小粒でピリリと辛い」学会の存在意義を	嶺 井 正 也	10

公教育計画学会 第 3 期役員一覧 (2015 年 6 月～)	11
---------------------------------	----

学会動向《前回ニューズレター以降》	12
-------------------	----

年報『公教育計画研究』第 7 号 投稿論文募集のお知らせ	12
------------------------------	----

公教育計画学会

事務局 〒214-8580 神奈川県川崎市多摩区東三田 2-1-1 専修大学 9514 研究室
info.spep@gmail.com

<http://koukyouiku.la.coocan.jp/>

特集 第7回大会

2015年6月20日～21日 新潟大学

公教育計画学会の第7回大会は、2015年6月20日（土）から21日（日）、新潟大学を会場に開催されました。ニューズレターでは毎回、大会の様様をまとめてお伝えしています。

御 礼

大会実行委員長 相庭和彦

公教育計画学会第7回研究大会新潟大会を開催することができました。6月20日21日の両日も大会運営が滞ることなく行われたことは、参加していただいた会員の皆さんの多大なるご協力によるところが大きいと言えます。最初にこの場を借りて御礼申し上げます。

今回の大会テーマは「地域社会と学校統廃合」でした。少子高齢化が急速に進む我が国の中で新潟県はその中でトップグループに位置付いております。2005年80万人の政令指定都市になった新潟市ですが、まわりの市町村を統合して政令指定都市になったのであり、決して若年人口の増加や産業構造の変化で成長したわけではありません。県都新潟ですらこのような状態ですから、他の市町村の少子高齢化は深刻です。この様な状況下、県内各地で学校統廃合を推し進めようとする動きがあります。各自治体の財政状況、子どもの数などを見れば議論がなされ、結果統廃合が行われていくのは当然のようにも見えます。しかし、この様な動きを当然の政策展開として受け入れてこれからの地域社会は大丈夫なのだろうかという問題意識がぼくにはありました。

第7回大会の受け入れに当たり、主催校大学が記念講演およびフォーラムを開催して良いとのことでしたので、大会実行委員会に加わってくれるメンバーに相談し、このテーマにしました。幸い大会実行委員会事務局長を引き受けてくれた雲尾周（新潟大学）さんや小川崇（新潟中央短期大学）さんは、雲尾さんが学校統廃合の委員会委員であり、また小川さんは地域の保育者養成に尽力している方でしたので、テーマ設定に快く同意していただきました。記念講演は元紫雲寺町長・鬼嶋正之さんをお願いし、刺激的な問題提起をしていただくことにしました。そして記念講演を受けて翌日の記念フォーラムに繋げようというのが大会の意図でした。内容は期待通りのものであったのではないかと考えております。快く登壇を引き受けてくれた鬼嶋さん

には感謝申し上げます。

今大会の参加者のみなさん、記念講演・記念シンポジウムはいかがでしたでしょうか。主催した側としてはかなり成功したのではないかと考えております。シンポジウムでは神林晃正さん（前見附市教育委員会教育長）、齋藤義和さん（新潟県自治研究センター研究主幹）、そして雲尾周さんをお願いして、おのおの違った視点から学校統廃合の問題を論じてもらいました。地域社会の維持発展から学校統廃合を考える視点がかなり鮮明に論議された場になったと考えます。貴重なご提案をしてくれたパネリストには感謝申し上げます。

また今回は3分科会を用意しましたが、各分科会に報告も多く、参加された会員の皆さんは多くの学問的刺激を受けられたことと確信いたしております。大会運営上、時間一杯で報告した会員の皆さんには少し窮屈であったかとは思いますが、これも今大会で報告を希望する会員の熱意の表れあるということを理解していただければ幸いです。

最後になりましたが、学会事務局から学会運営をサポートしてくれた嶺井会長および中村事務局長、大会の実際運営を取り仕切った雲尾事務局長、小川事務局次長、新潟大学の大学院生と学部生に心から感謝いたします。皆さん、ご協力ありがとうございました。

（新潟大学）



「地域社会の将来展望と学校統廃合」

講演「地域社会の将来展望と学校統廃合」を聞いて

堀 智 晴

公教育計画学会第7回大会の初日は、新潟大学教育学部で行われた。初日は、理事会の後、開会式、研究部会報告に続いて、記念講演が、鬼嶋正之（きじまさゆき）氏を講師として「地域社会の将来展望と学校統廃合」というテーマで行われた。この講演は、大会二日目の公開シンポジウム「学校統廃合」に関連して先だてで行われたものである。

鬼嶋氏は、私と同じ1947年生まれ団塊の世代である。長い間紫雲寺町職員をされ、23年間紫雲寺町長をされてきた。また設立時から新潟県自治研究センターの理事である。

学会の発表要旨収録には、記念講演のガイダンスとして次のように書かれている。

「第7回大会において記念講演およびシンポジウムで取り上げるテーマは、地域社会の再生と学校統廃合問題である。増田寛也氏が890以上もの市町村が消滅する可能性があるとの調査結果を発表して以来、地域社会の再生をどのように計るのは我が国の大きな問題となっている。政権は地域の活性化・再生を掲げ、さまざまな政策を展開している。その中で学校統廃合問題は、その『適正規模』について子どもの数および児童生徒の通学距離を目安として『基準』を定め、その基準に基づき『解決』されようとしている。しかし、学校と地域社会を考える場合、学校の中で完結する論理でいいのか、地域財政の視点はどのように考えるべきか、あるいは地域の将来構想と（の）関係で考えるべきか等、さまざまな分析視角が存在する。このような多様な分析視角を必要とする問題に対して我々はまず何を重視しなければならないのか。

記念講演およびシンポジウムでは多様なアプローチによりこの問題の本質に迫るため、首長経験者、議員経験者、学者、行政職員という職域の異なる経験豊かな方々に登壇願ひ、今日ホットな問題を深めていきたい。」

この首長経験者として鬼嶋氏には「地域社会の将来展望と学校統廃合」と題して1時間にわたって講演をいただいた。

その内容は配布されたレジュメを見ればよく分かる。

- 1、はじめに ～自己紹介～
- 2、日本の現状 ～6回大会の状況より心配な方向に～
- 3、地方の現状と課題 ～ますます「拠点社会」に～
- 4、地域社会の将来展望と学校統廃合

(1) 地域社会の将来展望 ～呪縛からの解放～

(2) 学校のあるべき姿の追求

(3) 学校統廃合を考える

(4) まとめ ～主体性を育てる政治教育の充実を～

5、おわりに

なお、4の(4)のまとめのレジュメには、次のように書かれている。

①学校統廃合を考える基本姿勢 ～学校は地域の核～

②トップダウンの「地方創生」は、格差を広げ、地域を一層疲弊させる

③ボトムアップで「地域再生計画」の樹立を

これを読めば、鬼嶋氏の基本的立場が分かる。

講演の中で、鬼嶋氏は長い町長時代の経験をもとに具体的に多くの事例を説得的に語られた。何しろ私と同じ世代を生きてきたので共感することが多かった。しかし、時間があればその鬼嶋氏の体験にもとづいたお考えに対して、私の経験を出し合い一つ一つ議論してみたいと思った。論議をしてみたいと思う論点が多くあったのである。

<学校は地域の核><ボトムアップで地域再生計画を創る>というのは誰もが賛成するのではないか。しかし、国政でも地域行政でも、今はトップダウンでダークと一気にやってしまう。問答無用なのである。このやり方に対して地域住民が結束して抵抗するまでにならないのが現状なのではないか。まさに市民運動こそ必要なのであるが、学校統廃合問題こそそのいい機会になるはずである。

ボトムアップのできる市民への期待を込めて鬼嶋氏は「主体性を育てる政治教育の充実」をまとめにされたのであろうと私は理解した。

なお、2日目のシンポジウムでは齋藤喜和（さいとうよしかず）氏の論に強く共感した。

（インクルーシブ（共生）教育研究所）

公開シンポジウム

「学校統廃合」

シンポジウム参加記

中西綾子

第七回大会のシンポジウムは1日目の記念講演「地域社会の将来展望と学校統廃合問題」と連動して、相庭和彦氏（新潟大学）を司会としてシンポジスト三氏、神林晃正氏（前見附市教育委員会教育長）、齋藤喜和氏（新潟県自治研究センター研究主幹）、雲尾周氏（新潟大学大学院現代社会文化研究科准教授）の報告を基軸にほぼ3時間にわたり学

校統廃合について発表と討議が行われた。シンポジスト三氏の報告を整理する。

最初に登壇された雲尾周氏は「学校統廃合の方向性」と題して報告を行った。学校統廃合の経年変化から小学校は子ども数の正比例よりも多く進み、中学校では生徒数は減少しているが学校数はあまり減少していないことを示し、地方の具体例から市町村合併と学校の統廃合の現状を分析した。氏によれば小学校ではクラス替えが可能で教育活動のためには12学級以上の規模が望ましいと考えると学校の統廃合が考えられ、中学校では複数専門教科の教員を維持するためには9学級以上の規模が必要であり、市町村合併が行われた場合、各地の現状では旧市町村の中で学校統廃合が行われている場合もあれば、旧市町村枠を超えて統廃合する場合もみられると整理する。このような学校規模を維持するための統廃合がある一方で、一貫教育を進める場合にも学校統廃合がついてくると指摘する。どのような一貫校を作りたいか地域で考えて実施していく、このような意味で学校統廃合には積極的統廃合もあると氏は指摘された。

次に登壇された神林晃正氏は長きにわたる教育長の経験から、学校統廃合問題の核となるのは学校と地域であるとし、その問題を指摘する内容であった。活気がなくなった地域にはふるさと再生の取組みが必要であり、学校が地域に根差して特色ある学校にすることが必要で、統廃合はその努力をした後に考えるべきと氏は指摘する。見附市「小規模校教育振興八策」から小規模校が地域に根差すための実践例が紹介された。

現状では地域によって学校統廃合は避けて通れない。しかしながら大切なことは一つの物差しで単純な話にしないことであると氏は述べる。統廃合の話は地域にも学校にも抽象論になりやすい。しかしメリット、デメリットを明らかにしてから選択をすべきと指摘された。学校統廃合を進める行政に対して神林氏は、学校統廃合の問題は地域を支える重要な役割をもつことを自治体は自覚し、その地域をどのように元気にするのかビジョンをもって計画を立てることが必要であると強調された。

最後に登壇された齋藤喜和氏は学校統廃合の背景の視点から報告された。新自由主義の行き詰まりの象徴がアベノミクスや地方創生であり、学校統廃合が新自由主義の下に議論されてきたことは問題であるとし、その結果、学校統廃合の問題は議論を学校と教員に押し付けられていると指摘する。地方創生路線は新自由主義の行き詰まりから生まれたが、教育・福祉・労働まで自由を求めているのが現在の特徴と整理する。市町村合併の手法を振り返ると、国家が誘導するかたちで自主的市町村合併を支援してきたが、平成の大合併10年を経て検証はなされていないし、苦渋の

決断で合併した自治体も、苦渋の自立の自治体も、国が言うメリットや行政効率の向上を実感していないと氏は分析する。増田レポートをふまえて、地方の「消滅」から「地方の努力」をさせて交付税を政治利用し、地域で絆の中心の学校・病院をなくしながら一方で地域包括ケアということに齋藤氏は疑問を呈す。学校統廃合は、市町村合併の失敗を繰り返してはならないと強調された。

三氏の報告内容はそれぞれの立場から具体的事例を交えて論点を整理され、広範囲の視点からの論点と、問題構造が示された。またシンポジウムの表題である「学校統廃合」について教育政策を議論するだけでなく地域社会と学校のありかたという視点の問題構造が整理されたシンポジウムであったと感じた。教育政策を問うことに加え、公教育をめぐる現状認識や論点、地域と学校の関わりをどのように捉えるかということにシンポジスト三氏の論理の共通性や差異が討議の中で少しだが浮き彫りになったことも指摘しておく。

三氏の理論的角逐が時間の都合で十分見られなかったことは残念であるが、このシンポジウムをきっかけに今後の学会活動において研究や討議が展開されるだろうと考える。
(公教育計画学会理事)

自由研究発表

第1分科会

田口康明

主に、諸外国の教育状況に関する報告と、日本の経済格差、貧困など地域経済との関連における教育の問題についての報告が集まった。

菊地かおりさん（筑波大学大学院・院生）の「イングランドにおける移民の背景がある子どもの学力向上施策—労働党政権の取り組みに着目して—」は、こうした子どもの学力向上施策について、労働党政権の取り組みに着目し、その支援の論理と目標とされる学力観について明らかにしようとする発表であった。OECDのPISAにおいてもそうであるが、人種的な多様性の高い諸国は、スコアが低い。低い要因は移民を背景とする層が、ナショナルランゲージの理解不足により高スコアがとれないことによる。本報告は、PISA以前の労働党政権期の「マイノリティ達成補助金(EMAG)」などの施策をまとめたものである。これらの施策の結果、エスニックグループごとの支援の必要性に至るのである。

種村文孝さん（京都大学大学院・院生）の「イギリスの

法律専門職養成における現代的課題とプロボノ」は、「プロボノ」という職業的倫理に基づく社会貢献活動への使命感の形成が職業的な養成プロセスにおいてどのような位置づけを有しているのか、についての報告であった。法廷弁護士であり上位法律職である「バリスター」と事務弁護士であり下位法律職である「ソリシター」の二元的法律職制度を持つイギリスにおいて近年、それぞれの養成制度が変革期を迎え、職能団体独占改革の中で、プロボノが導入されている。

中西綾子さんの「クロアチア共和国ウマグ市の義務教育学校の現状―人事と給与、保護者負担金の視点をてがかりに一」は、同市におけるクロアチア語で授業を行う学校とイタリア語で授業を行う学校の2種類の義務教育学校での、国と市当局の学校管理の実態に触れながら学校人事のしくみ、教員給与、保護者の財政的負担などについての報告であった。国が学校管理をおこない、ほとんどの教職員の採用（信任）は国が行い終身雇用であり、校長は間接選挙で決定する。義務教育は授業料が無料であるが、教科書は有償であり、食事代や校外学習費などの保護者負担もあることを明らかにした報告である。

戸張治さん（東京都立足立高等学校）の「高校授業料無償化への所得制限導入を検証する」は、2010年4月から始まった「高校無償化」（公立高校の授業料を不徴収、私立高校生等に「就学支援金」を支給）に代わり、2014年4月入学生から公立高校の授業不徴収制度は廃され、私立高校等と同じ就学支援金制度に一本化、さらに保護者の所得制限が導入された。これにつき、所得確認事務などの実務を担わされる学校事務職員の立場から検証を試みたものである。年度初めの繁忙期に短期間で誤りなく行わなければならない、担当者の精神的負担は大変なものとなっている、不申請者及び「不支給」決定となった保護者等からの授業料徴収事務が発生し、授業料納入状況の確認や督促事務を行うこととなる、隠れた生活困窮の生徒が救えない、膨大な事務経費が見込まれ、就学支援金予算の約1.3%が事務費として消える、などの問題点を示した。

中村文夫さん（教育行財政研究所）の「貧困の世代間連鎖と公教育―東京の事例で考える」は、教育の私負担が増大するなか、その負担が担えない層は、排除されたローカル人材として最低限の教育環境に置かれる、という構造になっていることを明らかにしている。こうした構造を打ち破るには、従来の福祉の発想である申請主義（必要性を要求され審査し給付する）から、公教育の無償化を選定とした普遍主義への移行が必要であると提案する報告である。さらには、貧困層を貧困ビジネスへの包摂することによって、事実二重の搾取につながる構造も指摘している。

宮寄晃臣さん（専修大学）の「地域経済の重層的困難に

ついて」は、地方工業都市、中山間地域（農村）での、グローバル資本主義化の影響を受けた雇用の受け皿の縮小、市場経済の下での地方の困難な位置などによる重層的困難を解明し、地域の再生の方向性を示す報告であった。地域に豊富にある農業、林業、自然資源を最大限に生かした六次産業化を再生可能エネルギーの地産地消を通して実現する点に見出されると指摘。さらにそのためにそれが可能な人材を地域で育てるといふ、地域教育課題を示した。

以上が、本会で報告された研究発表である。通貫する視点の提示を試みたい。

従来の福祉国家が転換期に来ているといわれポスト福祉国家叫ばれて久しいが、根底となるベースは未だに福祉国家体制である。イギリスの労働党政権の政権は、第三の道による修正は加えられ、中村氏が言うような普遍主義的（悪く言えばばらまきの）な国家保障ではなく、選択と集中を前提としたボトムアップ政策（移民の子どもの底上げ）への変更である。さらには、階級社会であるイギリスにおける法曹職は上・中間層の職業であり、そこへの社会的貢献を求める養成制度改革は、貴族趣味的なノブレ・オブリージェ（高貴なるものの義務）のような鼻持ちならなさはあるものの、リバタリアンの暴走を止めようとする手段にも思える。英米の金融街で働くローヤーがどれだけ地球規模での破壊を繰り返してきたかを考えればよくわかる。丸めて言えば、社民主義と新自由主義の混在状況とその偏りの問題なのである。

国内に目を転じれば、公立高校の授業料廃止という、戦後の画期的な教育における普遍主義（ここでは最大の福祉国家政策）から応能負担の原則による再徴収へと舵を切り、無駄なコスト増と、事務労働者の負担増や本当に必要な人たちに届かないという制度的欠陥を事実上度外視した政策展開は、新自由主義視点からの社会政策（福祉国家政策）容認のチョークポイントなのであろう。「そんなことは山ほどわかっているけど、普遍主義にはなれないのだ」というリバタリアン的な結論であり、リバタリアンは福祉国家制度も食べ物にする。言い換えれば公共財をどのようにして自由な私物化の状態へ、「拾ったものは私のもの」というジョンロック的（私と私の召使いが刈った草は、公有地であろうと私の所有の下におかれる）な私的所有の絶対性への「供物」として公共的諸制度として存在している。公教育の解体は、公教育を存続させながら続くのである。膨大な財政赤字を次世代につけ回しながら。

同様に明治以降の近代化の中で積み上げてきた地域インフラを解体しながら、自由主義的な政策は横行し、高度経済成長期に人的資源を地方から都市部に、農業から工業へと吸い上げたプロセスを再度、二一世紀になってから続けている。これも存続させながら収奪する構造になっている。

国土の均衡ある発展政策や、現在の地方創生政策も、地方からの収奪に依存しつつ、都市を繁栄させる収奪政策の一環である。学校でも統廃合や再編によって一定のコストをかけながら、構造的には、地域から人を奪う政策である。

新自由主義的な政策は結局、福祉国家を前提としなければ成り立たないことが、この分科会から垣間見えた。

(鹿児島県立短期大学)

第2分科会

二見妙子

第2分科会では、以下5件の自由研究報告に基づく研究協議が行われた。

①「道徳教育における『いのちの教育』の実践に対する批判的考察」

山本詩織（新潟大学大学院現代社会文化研究科・院生）

山本会員は、現在実践されている道徳教育における「いのちの教育」のあり方を批判的に考察し、A.デーケンが実践している、デス・エジュケーションの中に、新たな策を見いだそうと本報告を行った。そのための考察対象には「動物を殺して食べる」という題材が設定されていた。学習指導要領の「生命」に関する記述と、M.フーコーが述べる「死は生の基盤となっていること、死があるからこそ病が研究され、治療法が発見され医療が発達する」という記述及び、死生学研究における「一人称の死」「二人称の死」「三人称の死」という死の意味が比較検討されていた。考察対象である、鳥山実践と指導要領の関係や、動物の命のいくつかの側面（食物として、ペットなど）などが議論された。

②「近代日本における聾教育の教員養成と専門性」

池田法子（京都大学大学院・院生）

池田会員は、近代日本の聾教育成立過程における教員養成の確立と、そこで求められた専門性を考察したものを報告した。研究対象には、近代における聾教育の教員養成の中心的役割を担った東京聾学校に設置された教員養成課程を取り上げていた。その入学資格、科目内容、卒業後の進路と社会的地位、また専門的教員が現場で果たした役割と専門性について、教育観、生徒から見た教師像などをもとに報告した。また、教育現場において聾教育者は、聾者の生徒にとってのロールモデルの提示という役割を果たしたことが明らかにされた。

会場からの議論としては、国家の教育としての位置づけられた明治期から大正期までの聾教育に、本報告が述べる教育機会の保障という意義を明らかにする資料があるのであれば、大変有意義な研究であるという指摘がなされた。また、教育現場における手話使用に対する抑圧を示す資料

の有無についての質問も出された。

③「専門職におけるキャリアとプロフェッショナリズムの現代的課題—日英の女性医師の比較研究から」

渡邊洋子（京都大学）佐伯知子（大阪総合保育大学）

柴原真知子（京都大学）池田法子（京都大学大学院・院生）

渡邊らは、現代社会で専門職が直面する諸問題のうち、キャリアとプロフェッショナリズムをめぐる課題を、日英女性医師の比較研究からその具体的様相を明らかにし、今後の専門職養成への示唆と展望を得ることを目的とし、本報告を行った。

渡邊は、医師という専門職域を足場に、「専門職として生涯どう生きるか」という問いに着目し、職業を持つ個人としてどう生きるかというキャリアの問題と、専門職集団の一員としてどうあるべきかというプロフェッショナリズムないし専門職性は、二つの異なる方向性を示しており、両者は分化し「ねじれ」の関係の中にあると述べている。

渡邊らは、女性医師の占有率が優れて高いイギリスと日本の医師養成を比較し、女性キャリアの状況とプロフェッショナリズムをめぐる議論の有無を考察している。その結果、日本の場合、女性医師研究においてキャリアとプロフェッショナリズムは、異なる位相で議論されており、個々の医師が、自身の専門職性をどう認識しそれを生涯キャリアにどう反映させるかというような両者を一体的にとらえる視点が希薄であることを明らかにした。

一方イギリスの場合は、NHSの設立によって、福祉的視点に立った新たな医療体制の担い手として総合診療医(GP)が資格化され、女性医師の増加がGPに偏っていることや、上級専門職に女性医師の割合が低いことが報告された。また、イギリスでは、キャリア形成支援が医学教育の重要課題の一つとして位置づけられていることも伝えられた。医学のfeminizationの動向と女性医師のキャリアの課題をプロフェッショナリズムの視点から考察した本報告は、医療現場で働く女性だけではなく、専門職として働く女性たちに共通の課題を提示する興味深い研究であった。

④「インクルーシブな学校づくりと授業づくり—大阪市立大空小学校の実践を参考に」

堀智晴（インクルーシブ（共生）教育研究所）

本報告では、インクルーシブ教育の実践事例として、大阪市立大空小学校の学校づくりと授業づくりについての考察が報告された。

インクルーシブな学校づくりとは、最初からあるものではなく、子ども同士の学び合いを大事にした実践が結果としてインクルーシブになっていくことが述べられた。子どもたちのいろいろなトラブルや問題に対し、教師集団としての取り組みが重要視され、他児との関係づくり、クラス

づくり、つまり全教育活動の中で少しずつ変容していく、その教師集団の力が、「チーム力」として示された。

また、大空小学校では、子ども主体的活動が重視され、縦割り活動の組織化によって、学年を超えて子どもたち同士の話し合いや支え合いがなされていることも伝えられた。

事例より得られた課題としては、授業づくりがあげられた。会場からも高学年から中学生へ向けて、特に算数の授業の進め方についての議論がなされた。これに対し報告者からは、授業づくりのために必要なこととして、教育観や授業観の転換、自立と共生はワンセットという考え方、場を共有すること、教師が教える授業から子どもと作る授業への転換の必要性が主張された。

⑤「国連障害者権利条約第 24 条『教育への権利』に関する一般的意見の動向—2015 年 4 月 15 日一般討議と寄せられた意見書の分析を通して」

一木玲子（筑波技術大学）福地健太郎（JICA 北海道国際センター）

2015 年 4 月 15 日、ジュネーブの国連本部にて、国連障害者権利条約 24 条「教育への権利」に関する一般的意見（General Comments）作成に向けて、一般的討議（DGD）が開催された。これに先立ち公教育計画学会は、DPI 日本会議、障害者を普通学校へ全国連絡会、障害者権利条約批准・インクルーシブ教育推進ネットワークの 4 団体共同で意見書を提出した。本発表は、事前に提出された 81 本の意見書及び当日の一般的討議の内容を、提出した共同意見書の提案の観点から分析されたものである。インクルーシブ教育に関する国際的な関心を、日本のインクルーシブ教育の課題から概観し、数年後に作成される NGO 版パラレルレポート作成に寄与することを目的としている。分析の視点は以下 4 点とされている。

（ア）インクルーシブ教育の定義の明確化 （イ）就学先決定の方法 （ウ）合理的配慮の提供義務 （エ）親の付き添いなど親の負担

報告では、（ア）に関しては、通常の学校に就学することが原則であることの確認を求める意見が 14 件あったが、オーストラリア政府の意見書など、分けることが必ずしも差別にならないという認識を示すことを要望しているものもあったことが示された。また（イ）については、19 件の意見書が寄せられ、子どものインクルーシブ教育への権利は、親の選択権に優先、もしくはそのバランスが重要であるとの指摘もあったと述べられた。地域の学校を選択不可能な条件下においたままの就学先の選択権の保障は、政府による「選択」という名目による、特殊学校の存続の正当化であるという指摘がある一方で、選択の自由の重要性を指摘する意見書も提出されていることも示された。（ウ）については、18 件の意見書で、インクルーシブ教育実現の政府の

責任への言及があったとされた。具体的には、法的整備、予算、人材など資源の配分、教員の養成などである。一般討議では、この点への明言はなかったが、これは権利条約の仕組みとして、政府の責任が前提として共有されていたためとも考えられると、報告者は述べている。さらに（エ）については、いくつかの国から同様の指摘がなされ、親の付き添いが求められている現状が伝えられたが、一般討議の場において、この点は明らかにされなかったとの報告が行われた。会場の質疑は、合理的配慮に関する議論の動向に集中した。

以上、分科会全体としては、報告のテーマが、命の教育、ジェンダー、障害児教育と、社会構造による排除と向き合う点において共通の課題を持つものであり、かつ、各分野が持つ個別課題が提示されたため、活発な議論展開となり、有意義な分科会であった。

（福岡県立大学）

第 3 分科会

小 川 崇

第 3 分科会では以下の 5 件の自由研究発表が行われた。

本田辰雄会員（筑波大学大学院・院生）による「家庭訪問の廃止動向とその背景要因 —新聞分析を通して—」では、「定期的を実施される一斉的な家庭訪問」の存廃をめぐる理由や背景を明らかにする目的で、先行研究の整理を踏まえ、1970 年代から 2014 年までの主要 5 紙（読売、朝日、毎日、日経、産経）の家庭訪問に関する記事の分析が行われた。家庭訪問の意義としては、教員の視点として、年度初めの家庭訪問で得られた情報を学級づくりに活かすこと、保護者の視点として学級懇談会等では話づらい内容を率直に話せること、教員・保護者の双方の視点として、地域的に問題を抱えているような場合には、一斉に行う家庭訪問は家庭の状況を把握するために機能し、同時に共働き家庭の保護者が教員と話す場として機能する、とした。その上で、主要 5 紙では 1970～80 年代は家庭訪問に対して肯定的な記事が見られるが、同時に 80 年代以降は個別的ニーズや問題に対応した「問題に応ずる家庭訪問（偶発的家庭訪問）」に関する記事も見られるようになり、90 年代以降には家庭訪問の廃止・変更に関する記事が散見されるようになる、とした。その背景には「学校五日制」「教師の多忙化」「保護者の労働環境の変化」が挙げられるという。

広瀬義徳会員（関西大学）による「公立学校における『民間人』校長のケース・スタディと公務労働『民営化』の諸論点」では、「民間人」校長を一事例として、公務労働の「民営化」（＝「国家的・公共的任務の私人への委譲」）に関わ

る論点、特に法的な側面を含む責任に関わる論点について言及された。関西地区で公立小学校の「民間人」校長を務める A 氏は、日本国籍と同時にアメリカ合衆国籍を保有する二重国籍保有者であるが、英会話学校の経営、地域の公立小学校の PTA 会長・市 PTA 協議会会長を務めた経歴を買われ、「民間人」校長に応募するよう依頼された。A 氏に対するインタビューからは、経営管理者としての側面と同時に教育指導者的な側面を有していることが示された。このケースの検討を踏まえ「民間人」校長をはじめとした公務労働の「民営化」における責任の問い方（「公立学校にかかる行政事務ないしは任務が「民営化」されて、それを引き受けている私人（＝民間人）の故意あるいは過失によって、当該学校に在籍する児童・生徒および保護者が学校事故など何らかの事由で被害を被った場合、誰がどのようにに負担責任を負うのか）、またそれが「公設民営学校」の場合はどうなのかということが問われた。「民営化」の進行によって効率性・機能的合理性を志向した経営管理者的な責任の負い方（説明責任）が求められるようになるが、その一方でそれとは時に葛藤的に対峙する教育指導者的、あるいは統括メンターの責任の負い方（応答責任）の重要性が提起された。

大橋保明会員（名古屋外国語大学）による「学校運営協議会と学校統廃合 ～コミュニティ・スクール指定解除に注目して～」では、「学校運営協議会は学校統廃合の推進力となるのか？抑止力となるのか？」という問題意識の下、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）が近年の学校統廃合問題にどのように関わっているか言及された。そこでは、2013 年度末までにコミュニティ・スクール指定解除（解消）校が 33 校存在すること、そのうち統廃合に伴うもの（統廃合解消校）が 28 校、統廃合を伴わないもの（統廃合外解除校）が 5 校であること、学校運営協議会が学校運営に関わる重要案件であるはずの学校統廃合事案に直接的には関与できていない可能性が高いこと、が示された。その中で 3 件のケースが示されたが、中でも特徴的な事例は兵庫県宍粟市の千種東小学校・千種南小学校・千種北小学校の統廃合の事例である。この事例では、2011 年 3 月末に千種東小学校が千種南小学校に統合され閉校、その翌年に新設千種南小学校と千種北小学校が統合し、2012 年 4 月より千種小学校として現在に至っており、この経緯だけを見れば段階的な統廃合事案とみることもできる。しかし実際には、千種北小自治会関係者によれば、同自治会が統廃合に反対を表明したことによって、同校の統合が一年遅れになったとのことである。ただ、この自治会関係者が学校運営協議会の構成員であったかどうかという点については、現在のところ不明であり、千種北小の学校運営協議会での議論の内容もはっきりとしていないとのことである。ただ、

この経緯を見れば、千種北小の学校運営協議会は、学校統廃合の抑止力となった可能性もあるという。

長島康雄会員（関東学園大学）、小泉祥一会員（白鷗大学）による「学校施設設備論の視点から見た里山の位置づけ」では、従来の学校植栽・学校緑化では、植栽は物的整備の一環として考えられ、その結果として画一的・標準的なものとなりがちであったが、環境保全・持続可能社会・生物多様性等が教育内容としても位置づけられている今日、土木工学的観点からではなく、教育的観点から学校植栽を見直す必要があり、そのひとつのモデルとして里山の重要性が提起された。現在、学校現場ではビオトープが普及しているが、本来ビオトープとはドイツを由来とする自然復元に関する概念であり、一度自然を壊してしまった後に庭園文化が発展したヨーロッパを背景としている。それに対して、一定程度の人間の管理によって繰り返し利用できる緑のスタイルである里山を重視する必要があるのではないか。具体的には、里山モデルは、荒地を修復するビオトープとは異なり、大きくなる前に伐採しても切り株から次の幹を伸ばす萌芽性の高い、なおかつ地域由来の樹木を用いることで、生物多様性・遺伝子多様性に沿った緑化が可能となる。また質疑において、学制以降、校舎建築に国庫補助のない時代には、資産形成としての学校林の植栽がなされ、それが現在でも、例えば愛媛県などでは残っており、その鬱蒼とした学校林をドッジボール場として整備して使用している事例が示された。

元井一郎会員（四国学院大学）による「基礎自治体における教育振興基本計画策定の課題（５）－新自由主義的政策と地域教育計画論」では、教育における新自由主義的政策が進行してきた状況下で、基礎自治体における教育振興基本計画とはどのようなものであるのか、そしてそれとどのように対峙していくことができるかということについて報告がなされた。1990 年代以降推進されてきた新自由主義的政策は、1997 年の橋本行革をひとつの画期として、小渕内閣での「教育再生国民会議」を経て、小泉内閣において教育への市場原理の導入、規制緩和がなされてきた。2006 年に教育基本法が改訂され、その 17 条第 1 項に基づいて、2008 年第 1 期教育振興基本計画が策定され、2013 年には第 2 期教育振興基本計画が策定されている。この振興基本計画の重要な特徴は、法制化の際に財政規定を組み込んでいない点で、その意味で新自由主義的政策を拘束するものではなく、この点から極めて抽象的計画にならざるを得ない。基礎自治体の多くでも振興基本計画を策定する一方で、児童・生徒数の減少という事態に対応した計画の策定・実施は、学校整備計画等の別途計画によってその対応が見込まれているという。このような状況下で、基礎自治体における振興基本計画策定を意味のないものとシニカルに構える

のでなく、その策定にいかに関われる状況を作っていくのかということの重要性が指摘された。その際に参考となるのが、海老原治善の「批判地域教育計画論」であり、現代的にはグラムシの理論を踏まえた「カウンター・ヘゲモニー論」（鈴木敏正）が参考になるのではないかとされた。

論争的なテーマの発表に加えて、活発で多様な質疑が展開された分科会であったが、紙幅の都合上、以上の発表要旨を示すことで、報告書に代えることをご容赦願いたい。
(新潟中央短期大学)

公教育計画学会第七回大会声明

昨年、東北大学での第六回大会の声明で私たちは『戦後レジーム』からの脱却を成し遂げようという第三次安倍内閣の諸政策がこれ以上進むことに懸念を表明し、改めて第二次世界大戦後に歴史の反省の上に再出発した国家、社会づくりの原理を踏まえた公教育を構築することを表明した。

だが、「戦後レジーム」からの脱却という形で、グローバル人材育成とナショナリズムの強化、さらには教育の国家統制と他方における民営化の促進を主眼とした「教育再生」政策を、違憲の安保法制化、地方切り捨ての「地方創生」、労働法制の大転換などとともにおしすすめる第三次安倍内閣の諸施策は、より速い速度で具体化されつつある。まったなしの速さである。

教科書検定基準の改定とそれにもとづく2014年度中学校教科用図書検定、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」の改訂、学習指導要領一部改訂による「道徳」の「特別の教科」化、新教育委員会制度の実施、国立大学の入学式・卒業式への介入、新たな義務教育学校を認める学校教育法一部改正案成立、中学校3年生への「英語の全国テスト」、コミュニティ・スクールの強制、義務教育学校の導入などなどである。さらに「チーム学校」、教育養成改革、免許の国家資格化なども急ピッチで検討されている。

一方で、子どもの貧困対策や「多様な教育機会の保障法案」などの弥縫的施策も形の上ではすすめられようとしているが、あくまでも補完的なものでしかない。そこには教育制度の複線化の危険があり、排除の上の再包摂の志向性もうかがえる。

子どもたちや学校は学力向上の競争をあおられる一方で、愛国心や「伝統」の押し付けによりナショナリズムの意識を持たされる。教育内容、教員の国家統制がすすめられる一方、学校統廃合による地域の切り捨てや公立学校の民営化、公教育費の削減が推進される。

第三次安倍政権による「教育再生」政策は、まさに平和・人権・民主主義という戦後的価値を公平・公正、共生・インクルージョンといった現代的価値を原理とする公教育とは相反する競争と格差拡大、排除の公教育を作り出すものに他ならない。

第七回の公開シンポジウムでは各地ですすむ公立学校統廃合が地域の切り捨てにつながることを確認した私たちは、第三次安倍内閣の政策総体と関連付けながらその教育政策の問題点を理論的、実践的に明らかにし、私たちの目指す公教育の実現に向けた活動をいっそう強くすすめることをここに表明する。

2015年6月21日 公教育計画学会

予告 公教育計画学会 第8回大会

2016年6月18日(土)～19日(日) 開催地：鹿児島市

※ 詳細が決定したら、学会ホームページと会員メーリングリストで周知します。

新旧会長あいさつ

第7回大会では、総会において、先の理事選挙により選出された20人の新理事の顔ぶれが紹介されるとともに、2期・約6年にわたって会長を務めた嶺井正也会長にかわって、中村文夫事務局長が新たに会長に就任することが確認されました。

新会長あいさつ

継続した志をもって

中 村 文 夫

公教育計画学会も第3期を迎えました。6月の新潟大会で理事会互選により会長となりました中村文夫です。学会を作り出した嶺井正也前会長の後を受けて、お引き受けすることには荷が重く、ちゅうちょするものがありました。戦後レジームが解体する中であって、少しでも新自由主義的な教育政策に抵抗することができればとの思いからお引き受けをした次第です。

2009年9月27日の創立総会参加者一同は、下記の決意を結びました。

「日本の公教育を大きく転換することのできるこの時期に、近代公教育制度のもつ基本的な問題をみすえながらも、今日の公教育を少しでも改善し、子どもを含む市民が自立と共生に向かう力や関係性を獲得できるような学校教育や社会教育を実現したいと考えました。そのためには私たちは公教育を「教育の私事性」の再編としてではなく、人間存在の共同性に由来する「共同の子育て・教育」としてとらえます。

この公教育の理念を実現するため、地域教育計画や地域からの教育改革、そしてそれを可能とする国家的枠組みを理論的、実践的に研究し、政策提案として発信できる行動的な集まりとして「公教育計画学会」を創立することにします。」

これまで創設の第1、2期に中心的に担っていただいた理事の皆様をはじめ公教育計画学会は常に時代状況に応じた提言、声明を出し続けてきました。しかし、残念ながら、悪い方に大きく転換してしまっています。さらに行動的な集まりとして、教育の国家的な枠組みを問い発信していくことは続けていきたいと思えます。そのためには、研究部

会活動を活発化することだと考えます。また、新たな事業としては、10周年に向けた検討と積立てを始めたところです。

元井一郎副会長、田口康明事務局長、戸倉信昭事務局次長、そして年報編集委員長を引受けてくださった嶺井正也前会長、そして事務局や編集委員会の皆様とともに、会員の研究活動ができる環境を作っていきたいと思えます。

地域教育計画、地域からの教育改革、そして国家的な枠組みについての皆様の活発な研究活動が公教育計画学会の場で実を結ぶことを願っています。

(教育行財政研究所)

前会長あいさつ

「山椒は小粒でピリリと辛い」学会の存在意義を

嶺 井 正 也

相庭和彦準備委員長、雲尾周事務局長、小川崇事務局次長をはじめとする関係者のご尽力で、新潟での第七回大会が充実して終わることができましたこと、また、大会に参加していただいた会員の方々に対し、この場を借りて御礼申し上げます。これで私の会長としての任務も終わりました。これまでのご協力に対しても心より御礼申し上げます。

この第七回大会を終えてほっとする間もなく、「多様な教育機会確保法案」についての緊急研究集会を7月12日(日)に専修大学神田校舎で開催しました。多くの会員が参加し、議論を深めることができました。そのことに対しましてもお礼を申し上げます。

さて、2009年9月に公教育計画学会発足大会を日本教育会館で開催してから、あっという間の5年9ヶ月でした。少しだけふり返ってみますと、大会開催は第二回大会(さ

いたま市、中村文夫準備委員長)、第三回大会(専修大学、嶺井正也準備委員長)、第四回大会(関西大学、国祐道広準備委員長)、第五回大会(専修大学、矢吹芳洋準備委員長)、第六回大会(東北大学、小泉祥一準備委員長)そして今度の第七回大会となっています。大会の懇親会の席では、毎回、岩手、埼玉などの美酒が会場を盛り上げてくれました。研究集会は大阪、熊本、金沢、東京などで、スタディツアーも福島の南相馬、熊本の水俣、金沢市内などを会員のご協力で開催してきています。

思い起こせば、日本の公教育に対して具体的な政策提言をしていこう、という趣旨でみなさんと立ち上げた学会で、高校授業料無償化推進などの声明を出したりしてきました。しかし、2012年の現安倍政権の誕生とともに、その思いは通じなくなってしまい、学会・理事会声明に関しては政策批判がメインとなってきています。その分、学会設立の目的の一つでもあった「発信する学会」の証になっているともいえましょう。時代に向き合い、切り結ぶ研究、実践を行う学会になりえていると自負しております。「山椒は小粒でピリリと辛い」学会であり続けたいものです。

大会での自由研究についても、活発な相互批判や研究の深化につながる議論が展開できているのではないのでしょうか。学会の大会に参加して、私自身は「がっかり(い)」（鹿兒島弁で発音すると、「がっかり」は三番目の文字にアクセ

ントがかかり「がっかい」となります)する気分を味わわなくて済んでおります。

また、大会開催や年報発行だけでなく、HPを通じての発信、会員の相互の交流なども活発に行えている点のはいかがでしょうか。また年報に関しても多様な内容構成になっていますし、特集テーマも時宜を得た適切なものとなっています。

もちろん課題もあります。まずは会員数が伸びないことです。会員数が単純に増えればいいものではありませんが、大会・研究集会・研究会運営、年報発行などに支障のない財政を賄えるだけの会員数は必要です。2つ目に、大会や研究集会以外の定期的な研究活動の広がりがあります。教育行財政研究部会しか動いていないのが残念です。3つ目は国際交流です。諸外国の研究者との交流は設立当初から目標にしていたのですが、ほとんどできておりません。せめて、HPに英文コーナーを設けて発信することがやりたいものです。

3期目の会長は、私の会長時代に事務局長として学会運営を仕切ってくださった中村文夫さんになりました。元井一郎副会長、田口康明事務局長、戸倉信昭事務局次長とともにこれらの課題を解決し、本学会の充実にむけた運営を、国祐道広前副会長ともどもお願いするものであります。

(専修大学)

公教育計画学会 第3期役員一覧(2015年6月～)

会 長 中村 文夫

副会長 元井 一郎

理 事	相庭 和彦	池田 賢市	石川多加子	一木 玲子
	加藤 忠	国祐 道広	小泉 祥一	住友 剛
	田口 康明(事務局長)	戸倉 信昭(事務局次長)	中西 綾子	中村 文夫
	広瀬 義範	福山 文子	堀 智晴	堀 正嗣
	嶺井 正也(年報編集委員長)	宮寄 晃臣	元井 一郎	矢吹 芳洋

監 査 松田 芳久 山口 伸枝

幹 事	古市 恵	清水みどり	平野 正志	山城 直美
	五十嵐卓司	磯田 勝		

○理事は全員常任理事を兼ねる。

学会動向《前回ニューズレター以降》

- (2014年)
- 9.20 教育行財政部会（例会）
 - 9.29 2015年度文教関係概算要求一狙いと問題点（理事会分析）
 - 10.11 衆議院元事務総長を囲む会（於：専修大学）
 - 10.18 **理事会声明** 道徳の教科化案の撤回を強く求める
 - 11.29 教育行財政部会（例会）
- (2015年)
- 1.26 **学会声明** 文部科学省の公立小中学校統合の手引（案）の撤回を！
 - 2.15 「特別の教科 道徳」学習指導要領案資料その1—ここが大問題—（理事会）
 - 2.21 研究集会「教育再生実行会議提言の検討（於：専修大学）」
 - 2.28 教育行財政部会（例会）
 - 3.6 **理事会声明** 大阪府中原徹教育長の即時罷免または辞任を求める
 - 3.14 **理事会声明** 教育再生実行会議第6次提言に反対する
 - 4.15 **学会声明** 公教育への直接的な国家介入を批判する
 - 4.15 国連障害者権利委員会「障害者権利条約第24条（教育の権利）の一般討議」への意見書送付（DPI日本会議・障害者を普通学校へ 全国連絡会・インクルーシブ教育推進ネットワークとの連名）
 - 4.25 中等学校・大学の入学式・卒業式における国歌斉唱について（理事会作成資料）
 - 5.16 教育行財政部会（例会）
 - 6.12 **理事会声明** 労働者派遣法改悪に反対する
 - 6.13 **理事会声明** 安全保障法制関連法案の成立は断じて許さない
 - 6.15 **理事会声明** 「多様な教育機会保障法案」の根本問題
 - 6.20-21 第7回大会（於：新潟大学）
 - 7.11 教育行財政部会（例会）
 - 7.12 緊急研究集会「「多様な教育機会確保法案」（仮称）の基本的問題を考える（於：専修大学）」
 - 7.17 **理事会声明** 緊急声明「安全保障関連法案を廃案にせよ」

公教育計画学会ホームページ <http://koukyouiku.la.coocan.jp/>

☆☆ 学会声明・理事会声明の本文のほか、理事コラム、会員リレーエッセイなど、豊富なコンテンツが見られます ☆☆

年報『公教育計画研究』第7号 投稿論文募集のお知らせ

年報第7号の編集に向けて、学会会員からの投稿論文を募集します。ぜひ、ご応募下さい。

応募の締切日：2015年10月31日（土）

原稿の締切日：2016年1月10日（日）

投稿される方は、まずはメールまたは書面にて、お名前とご連絡先、所属、論文のタイトル名等を明記して、応募の締切日＝10月31日（土）【厳守】までにお知らせください。

メール info.spep@gmail.com（年報編集委員長・嶺井正也宛）

書面 〒214-8580 神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1 専修大学9514 研究室

公教育計画学会事務局宛（当日消印有効）。

応募を受領後、改めて年報編集委員会より、原稿締切日等に係る連絡をさしあげます。

投稿論文について詳細は、「公教育計画学会年報投稿要領・執筆要領」（公教育計画研究第6号、222ページ以降）をご参照ください。多くの会員からの投稿論文の応募をよろしくお願ひします。

年報編集委員長 嶺井正也